

くらしの安心情報

情報ファイルNO.87

平成22年5月12日

他社に残っている個人情報をも簿から消してあげると言われて、羽毛布団を買わされた…。

相談内容

【相談者 男性ケアマネージャー 契約者 70代 女性】

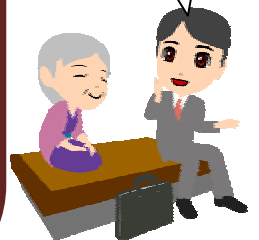
業者の会計担当と名乗る者が自宅に訪問してきて、「過去に他社と契約した個人情報が名簿に載っている。名簿からの情報抹消費用として31万円分の羽毛布団を買うよう」勧められ、頭金1万5千円を払いました。しかし、羽毛布団は必要ないので解約したいのですが。

対処方法

以前、訪問販売や電話勧誘などで契約した人に、「個人情報が業者間で流れている。今後勧誘が来ないよう、名簿などに掲載されている個人情報を抹消する」などと言って新たな商品などを契約させる、いわゆる「二次被害」の相談です。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ(契約書面を受け取ってから8日以内は無条件解約できる制度)の通知を出すよう助言したところ、解約となり既払金は返金されました。
- ・ 個人情報の名簿がどのような内容でどのように出回っているかは分かりません。仮に何らかの名簿を抹消したとしても、勧誘が今後いっさい無くなるという保証はありません。不要な契約はきっぱり断りましょう。
- ・ 万一トラブルになった場合は、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

名簿から消してあげるから…



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)